

# 歯学研究科課程修了認定のための学位論文取扱いに関する内規

制定 昭和61年4月16日  
改正 平成4年5月20日  
平成13年3月12日  
平成15年2月7日  
平成22年7月7日

第1条 岩手医科大学大学院歯学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、岩手医科大学大学院学則及び岩手医科大学学位規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（学位論文の提出資格）

第2条 本研究科に3年以上在学し、本学大学院学則第8条に規定する所定の単位を修得した者

（学位論文提出に要する書類）

第3条 学位論文を提出するときは、次の書類を提出しなければならない。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（様式3）   | 1通  |
| (2) 学位論文           | 24部 |
| (3) 参考論文（添付する場合のみ） | 各4部 |
| (4) 主論文要旨（様式8）     | 1通  |
| (5) 論文目録（様式4）      | 1通  |
| (6) 履歴書（様式5）       | 1通  |
| (7) 戸籍抄本           | 1通  |

（学位論文審査委員の選出）

第4条 主査および副査は本研究科委員会が選出した大学院担当教員とする。

2 学位論文審査委員は、主査1名、副査2名とする。但し、本研究科委員会が必要と認めるときは、副査をさらに2名まで加えることができる。

3 学位論文の共著者に加わっている者は、主査になることができない。

4 本研究科委員会委員以外の者が学位論文審査委員となった場合、その審査委員は、当該学位論文1件について、本研究科委員会における合否の議決に加わることができる。

（学位論文）

第5条 学位論文は原則として単著とする。但し、共著論文にあっては別に定める。

2 学位論文は原則として印刷公表したものとする。印刷中の場合は、その掲載証明書の添付を必要とする。

但し、掲載証明書が得られていない場合には、指導教授の証明等によりこれに代えることができる。

（研究発表）

第6条 学位論文を提出しようとする者は、その内容を本研究科委員会が指定する研究発表会において発表しなければならない。

（学位論文の提出期限）

第7条 学位を受けようとする者は、学位論文に所定の書類を添えて所定の期限までに提出しなければならない。期日は別表の日程により取り扱うものとする。

附 則

この内規は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月7日から施行する。